

令和2年度
(2020年度)

市民税・県民税 申告の手引き

問い合わせ先

ホームページアドレス <https://www.city.himeji.lg.jp/>

姫路市のホームページで市民税・県民税の試算・申告書の作成ができます。
「申告書作成」で検索し、住民税申告書の作成ページを選択してください。

■姫路市役所 市民税課■

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 ☎(079) 221-2261・2262



令和2年度（2020年度） 市民税・県民税申告の手引き

この手引き中、「令和元年中」または「令和元年分」とは、平成31年1月1日から令和元年12月31日までを指します。

市民税・県民税は…道路・下水道・公園の整備から教育・福祉の充実にいたる市民に身近でさまざまな行政サービスを行うために使われています。

安全で安心して暮らせる姫路のまちづくりのために、できるだけ多くの市民のみなさんに公平に負担していただいています。市民税と県民税を合わせて、一般に住民税とよばれています。

◎申告書を提出しなければならない方

①令和2年1月1日現在、姫路市に住所がある方

ただし、次のいずれかに該当する方は申告の必要はありません。

1. 税務署に所得税の確定申告書を提出された方（※配当所得等については、申告が必要な場合があります。）
2. 給与所得のみの方で、勤務先から姫路市へ給与支払報告書の提出がある方（提出の有無は勤務先へ確認してください）

②令和2年1月1日現在、姫路市に住所がない方で、姫路市に事業所・家屋敷がある方

※令和元年中無収入であった場合は、申告書の提出義務はありません。しかし児童扶養手当・公営住宅等の各種申請ができなかったり、市民税・県民税諸証明の交付を受けることができないなど、さまざまな支障をきたすことがありますので申告書裏面の「18 収入のなかった方の記入する欄」に記入して提出してください。

令和2年度所得証明書・非課税証明書の発行時期は令和2年6月1日以降の予定です。

◎公的年金等を受給されている方へ

公的年金等の収入が400万円以下、かつ、その他の所得20万円以下の場合などは、所得税の確定申告不要（還付申告は可能）になっていますが、**所得税が申告不要の場合でも、公的年金等以外の所得がある場合や「公的年金等の源泉徴収票」に記載のない控除（医療費、生命保険料、扶養の追加など）を受けたい場合などは、必ず市民税・県民税の申告をしてください。**

※この申告書は国民健康保険料等の算出基礎にもなりますので、あらためて国民健康保険課に所得の申告をする必要はありません。また、「国民健康保険簡易申告書」は、あくまで健康保険料を算出するための申告ですので市民税・県民税の申告をしたことにはなりません。

※株式・配当所得等に関して、所得税とは異なる課税方式を選択される場合（申告不要制度を利用される場合等）は、この申告書のほか、付表「上場株式の譲渡所得及び配当所得の課税方式についての申出書」を提出してください。申出書は市のホームページからダウンロードしていただくか、市役所市民税課でお受け取りください。

◎申告に必要なもの（いずれも平成31年1月1日～令和元年12月31日までの分が対象）

1. 同封の「令和2年度市民税・県民税申告書」と印鑑
2. 営業・不動産・農業などの収入がある方は収入と経費がわかる帳簿・領収書・収支内訳書など
3. 給与・年金の収入がある方は、源泉徴収票・給与明細など
4. 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料・介護保険料（源泉徴収票に記載がある方は不要）・その他の社会保険料等の領収書・納付確認書・控除証明書
5. 生命保険料（一般分・個人年金分・介護医療分）・地震保険料の控除証明書
6. 障害者手帳（郵送による申告書提出の場合はコピーを添付してください）
7. 勤労学生控除を受ける方は、学生証など（郵送による申告書提出の場合はコピーを添付してください）
8. 医療費控除を受ける方は、明細書など（詳細は手引き3ページを参照してください）
（事前に集計・計算をしてください）
9. マイナンバー関連書類（下記記載）

◎マイナンバー関連書類について

申告に必要なもの

(1)マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの場合

マイナンバーカード（個人番号カード）

(2)マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちでない場合

①マイナンバー確認書類…いずれか1点

マイナンバー通知カード、住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限る）など

②身元確認書類…いずれか1点

運転免許書、パスポート、在留カード、障害者手帳、健康保険または介護保険の被保険者証、後期高齢者医療保険の被保険者証など

郵送で申告される場合

(1)（表面及び裏面の写し）または(2) ①+②の写し

窓口へお越しの場合

- ・本人が申告される場合…(1)または(2) ①+②
- ・同居の家族が申告される場合…【申告者の(1)または(2) ①（写し可）】+【来庁者の(2) ②】
- ・代理人が申告される場合…委任状+【申告者の(1)または(2) ①（写し可）】+【来庁者の(2) ②】

●郵送での申告をおすすめします

申告会場は大変混み合います。申告書を記入された方は郵送での申告をおすすめします。

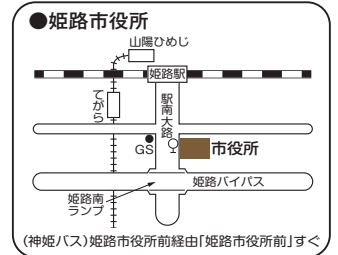
申告書に住所・氏名・フリガナ・生年月日・電話番号・必要事項等（所得や控除など）の記入漏れがないことを確認し、押印のうえ、控除証明書など必要書類を同封し、返信用封筒で郵送してください。（切手は不要です）

※郵送申告分は、記入された内容についてお電話で確認させていただくことがありますのであらかじめご了承ください。

◎問い合わせ先

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地
姫路市役所 市民税課 ☎(079)221-2261・2262

ホームページアドレス <https://www.city.himeji.lg.jp/>
【姫路市のホームページで市民税・県民税の試算・申告書の作成ができます。】
【「申告書作成」で検索し、住民税申告書の作成ページを選択してください。】



市民税・県民税申告書の書き方の説明

現在の住所・氏名・フリガナ・生年月日・電話番号・世帯主の氏名・個人番号（マイナンバー）を、必ずご記入ください。

1 収入金額等 2 所得金額（平成31年1月1日から令和元年12月31日までの分について計算します。）

所得	所得の概要	所得の計算	備考	申告書には、「1 収入金額等」にそれぞれの収入金額を、算出された所得を「2 所得金額」に必ず記入してください。
営業等	製造業、建設業、販売業、飲食業、サービス業、外交員、集金人、大工などから生じる所得	それぞれ 総収入金額－必要経費＝所得金額	5・6ページの「申告書の裏面について」を参照のうえ、収入金額・所得金額を記入してください。	
農業	農産物の生産、果樹栽培、農家が兼営する家畜の育成などから生じる所得			
不動産	貸家、貸事務所、地代などの賃貸料、不動産貸付の権利金・礼金などの所得			
利子	公社債や預貯金の利子並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配金に係る所得	収入金額＝所得金額	平成28年1月1日以後に支払いを受けるべき特定公社債等の利子等（所得税15.315%、住民税が5%源泉されたもの）に関しては、申告不要となっていますが、申告することもできます。申告された場合は合計所得金額に算入されますのでご注意ください。 ※特定公社債…国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除く）などの一定の公社債や公社債投資信託などをいいます。	
配当	株式の配当、証券投資信託の収益の普通分配金、協同組合などの剰余金の分配などの所得	収入－株式を購入・出資するために借り入れた負債に係る利子＝所得 (収入：源泉徴収税額が差し引かれる前の金額)	上場株式等に係る配当（所得税15.315%、住民税5%が源泉徴収されたもの）に関しては、申告不要となっていますが、申告することもできます。申告された場合は合計所得金額に算入されますのでご注意ください。配当割額控除額欄には引き落とされた住民税額を記入してください。	
給与	俸給、給料、賃金、歳費、および賞与などの所得（前年中の総支払額で税金などを差し引く前の金額）	『給与所得金額計算表』（3ページ）より算出	源泉徴収票を添付してください。 ※特定支出控除のある方は、所定の明細書及び支出の証明書を添付のうえ申告をしてください。	
雑	公的年金等	『公的年金等の所得金額計算表』（3ページ）より算出	源泉徴収票を添付してください。 (注) 遺族年金・障害年金等は非課税所得ですので金額は記入しないでください。	
	その他のもの	収入－必要経費＝所得	5・6ページの「申告書の裏面について」を参照のうえ、収入金額・所得金額を記入してください。	
総合課税の譲渡	土地建物以外の資産（営業権、車両、ゴルフ会員権、機械器具など）の譲渡による所得	各資産ごとに 収入－必要経費（取得費、譲渡費用）を計算 その合計額から特別控除額（上限50万円）を差し引く ※	取得の日以後 保有期間が5年以下→短期譲渡所得 保有期間が5年を超え→長期譲渡所得 5・6ページの「申告書の裏面について」を参照のうえ、収入金額・所得金額を記入してください。	
一時	生命保険の満期返戻金、懸賞当選金などのような一時的な所得	各契約ごとに 収入（受取金額）－必要経費（掛け金）を計算 その合計額から特別控除額（上限50万円）を差し引く ※	5・6ページの「申告書の裏面について」を参照のうえ、収入金額・所得金額を記入してください。	
※譲渡・一時所得について	合計所得を計算する時は、（長期譲渡所得＋一時所得）×1/2＋短期譲渡所得 で算出します。			

●給与所得金額計算表

給与収入金額の合計額		給与所得金額
651,000円未満		0円
651,000円以上 1,619,000円未満		収入金額 - 650,000円
1,619,000円以上 1,620,000円未満		969,000円
1,620,000円以上 1,622,000円未満		970,000円
1,622,000円以上 1,624,000円未満		972,000円
1,624,000円以上 1,628,000円未満		974,000円
1,628,000円以上 1,800,000円未満		収入金額※ × 60%
1,800,000円以上 3,600,000円未満		収入金額※ × 70% - 180,000円
3,600,000円以上 6,600,000円未満		収入金額※ × 80% - 540,000円
6,600,000円以上 10,000,000円未満		収入金額 × 90% - 1,200,000円
10,000,000円以上		収入金額 - 2,200,000円

*給与所得者・年金所得者で給与・年金以外に所得がある方は納付方法が選択できます。
申告書表面の「納税方法」欄にご記入ください。

⑨左の表のうち、※印の欄については次の計算式により計算した金額を収入金額として計算してください。

収入金額

4,000

（小数点第1位）

以下切り捨て

×4,000

●公的年金等の所得金額計算表

年齢区分	公的年金等の収入金額の合計	公的年金等の所得金額
65歳未満 (昭和30年1月2日以後生まれ)	130万円未満	収入金額 - 700,000円
	130万円以上410万円未満	収入金額 × 0.75 - 375,000円
	410万円以上770万円未満	収入金額 × 0.85 - 785,000円
	770万円以上	収入金額 × 0.95 - 1,550,000円
65歳以上 (昭和30年1月1日以前生まれ)	330万円未満	収入金額 - 1,200,000円
	330万円以上410万円未満	収入金額 × 0.75 - 375,000円
	410万円以上770万円未満	収入金額 × 0.85 - 785,000円
	770万円以上	収入金額 × 0.95 - 1,550,000円

*計算上、マイナスが出れば0円になります。

1 収入金額等	事業等ア				円
	農業業イ				
	不動産ウ				
	利子エ				
	配当オ				
	給与1601カ		1	200	000
	公的年金等1801キ		2	500	000
	その他1903ク				
	短期7ケ				
	長期8コ				
2 所得金額	一時9サ				
	事業等0103①				
	農業業0203②				
	不動産0603③				
	利子0703④				
	配当0803⑤				
	給与⑥			550	000
	雑所得計⑦		1	300	000
	総合課税・一時所得(注)⑧				
	合計⑨		1	850	000

記入のしかた

(例) 年齢65歳以上

給与収入120万円、年金収入250万円の場合
収入金額を「1 収入金額等」に記入してください。

(所得の計算)

給与：1,200,000 - 650,000 = 550,000

年金：2,500,000 - 1,200,000 = 1,300,000

合計：550,000 + 1,300,000 = 1,850,000

計算により求められた所得を「2 所得金額」に記入してください。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項 4 所得から差し引かれる金額

(平成31年1月1日から令和元年12月31日までの分について計算します。)

控 除	対 象 範 囲	控 除 金 額
雑 損 控 除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族（総所得金額等が38万円以下）が災害・盗難・横領などにより住宅や家財などに受けた損害	①②のいずれか多い方の金額 ①(損失額－保険金等による補てん額)－(総所得金額等の合計額×10%) ②災害関連支出の金額－5万円 ※証明書等添付
医療費控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために支払った医療費 控除額：(支払った医療費の総額－保険金等で補てんされる金額)－(10万円または総所得金額等の合計額の5%のいずれか少ない方の金額) ※限度額は200万円 ＜セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を適用される場合＞ あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために支払った特定一般用医薬品等購入費 控除額：(支払った特定一般用医薬品等購入費の総額－保険金等で補てんされる金額)－12,000円 ※限度額は88,000円 ※注意 従来の医療費控除との選択適用となりますので、従来の医療費控除とセルフメディケーション税制を併せて受けることはできません。 選択した控除を、修正申告において、変更することはできません。 セルフメディケーション税制を適用される方は、申告書の該当個所に○を記入して下さい。 ＜提出書類について＞ 医療費控除の明細書の添付が必要です。 (※セルフメディケーション税制を適用される場合は、次の2点が必要です。 ①特定一般用医薬品等購入費の額など定められた事項の記載のある明細書の添付 ②この特例の適用を受ける年分において一定の取組を行ったことを明らかにする書類の添付、又は申告書の提出の際に提示 領収書の添付は不要ですが、自宅で5年間保存する必要があります。(求められたときは、提示又は提出しなければなりません。) (平成29年分から令和元年分までについては、領収書の添付又は提示によることもできます。)	

社会保険料控除		あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために支払った国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料、その他の社会保険料等 ※配偶者やその他の親族の、年金から差し引かれた国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料や給与から差し引かれた社会保険料は、控除対象外となります。		全額対象 ※領収書等提示（国民年金保険料は証明書等の添付が必要です。）		
小規模企業共済等掛金控除		あなたが支払った小規模企業共済掛金・心身障害者扶養共済掛金・確定拠出年金法に基づく年金加入者掛金		全額対象 ※支払った掛金額の証明書添付		
生命保険料控除		あなたやあなたの配偶者、その他の親族を受取人として支払った、一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料 ※控除証明書を添付 新契約の一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料：すべてのもの 旧契約の一般生命保険料：一契約9,000円を超えるもの (計算方法) 契約が締結された年によって下表のように区別されます。一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料の三種類に区別され、各算出額の合計が控除額となります。(限度額70,000円) ただし、一般生命保険料、個人年金保険料について、新・旧契約双方を適用する場合、それぞれの限度額は28,000円になります。				
		新契約（平成24年1月1日以後締結分・介護医療分）		旧契約（平成23年12月31日以前締結分）		
		支払った保険料の金額		支払った保険料の金額		
		12,000円以下		支払った保険料の金額		
		12,001円～ 32,000円		支払った保険料の金額×1/2+6,000円		
		32,001円～ 56,000円		支払った保険料の金額×1/4+14,000円		
		56,001円以上		一律 28,000円		
		生命保険料控除計算表 ➡ 支払った生命保険料を一般分、個人年金分、介護医療分にかけて右記の表で計算し、㉓の金額を申告書の表面㉒に記入してください。				
		一般	新保険料を上記の新契約の表で計算した金額	① (最高28,000円) 円	計 (①+②)	③ (最高28,000円) 円
			旧保険料を上記の旧契約の表で計算した金額	② (最高35,000円) 円	②と③のいずれか大きい金額	㉑ 円
個人年金	新保険料を上記の新契約の表で計算した金額	④ (最高28,000円) 円	計 (④+⑤)	⑥ (最高28,000円) 円		
	旧保険料を上記の旧契約の表で計算した金額	⑤ (最高35,000円) 円	⑤と⑥のいずれか大きい金額	㉒ 円		
介護医療	保険料を上記の新契約の表で計算した金額			㉔ (最高28,000円) 円		
		生命保険料控除額計 (㉑+㉒+㉔) (最高70,000円)		㉓ 円		
地震保険料控除		あなたが火災保険・損害保険契約等の地震損害部分について支払った保険料がある場合。※証明書添付 短期損害保険料控除は廃止されましたが、次のすべての条件にあてはまる長期損害保険契約に基づいて支払った保険料がある場合には、経過措置があります。 ※経過措置の対象となる旧長期損害保険料 ①平成18年12月31日までに締結した契約 ②満期返金のあるもので保険期間又は共済期間が10年以上の契約 ③平成19年1月1日以後にその損害保険契約等の契約を変更していないもの ※長期損害保険契約が地震保険料控除の損害保険契約に該当するときは、いずれか一方の保険料のみが控除対象となります。				
		保険の種類	支払った保険料の金額	地震保険料控除額		
		A 地震保険料	50,000円以下	(支払保険料)×1/2		
			50,001円以上	25,000円		
		B 旧長期損害保険料	5,000円以下	全額		
			5,001円～ 15,000円	(支払保険料)×1/2+2,500円		
			15,001円以上	10,000円		
		C 両方ある場合		上記AとBで算出した金額の合計 ※限度額 (25,000円)		
本人控除	寡婦控除	①あなたが夫と死別・離婚した後再婚していない（または夫の生死が不明な）方で、扶養親族がある ②あなたが夫と死別した後再婚していない（または夫の生死が不明な）方で、合計所得金額が500万円以下 ③上記①のうち、扶養親族が子であり、かつ令和元年中の合計所得金額が500万円以下（特別寡婦）		①260,000円 ②260,000円 ③300,000円		
	寡夫控除	あなたが妻と死別・離婚した後再婚していない（または妻の生死が不明な）方で、生計を一にする子（総所得金額等が38万円以下）があり、かつ令和元年中の合計所得金額が500万円以下		260,000円		
	障害者控除	あなたが5ページ障害者控除欄の①②に該当する場合		5ページ障害者控除①②と同じ		
	勤労学生控除	あなたが、学生・生徒で令和元年中の合計所得金額が65万円以下で、そのうち給与と所得等以外の所得が10万円以下である場合		260,000円 ※学生証等の証明書の提示が必要です。（郵送時はコピーを添付）		
配偶者控除		あなたの令和元年中の合計所得金額が1000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が38万円以下（他の所得者の扶養親族とされている方、青色専従者、白色専従者を除く） ①一般配偶者 下記以外の方 ②老人配偶者 昭和25年1月1日以前に生まれた方（満70歳以上） 障害者に該当する場合は、5ページ障害者控除の欄を参照		8ページ参照		
配偶者特別控除		あなたの令和元年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下（青色専従者、白色専従者を除く）		8ページ参照		
扶養控除		あなたと生計を一にする親族のうち、令和元年中の合計所得金額が38万円以下の方（他の所得者の扶養親族とされている方、16歳未満の扶養親族、青色専従者、白色専従者を除く） ①一般扶養親族 平成16年1月1日以前に生まれた方で下記に該当する方を除く ②特定扶養親族 平成9年1月2日から平成13年1月1日までに生まれた方 ③老人扶養親族 昭和25年1月1日以前に生まれた方（満70歳以上） ④同居老親等 上記③のうち、あなたやあなたの配偶者の（祖）父母等で同居している方 障害者に該当する場合は、5ページ障害者控除の欄を参照		①330,000円 ②450,000円 ③380,000円 ④450,000円		

扶養親族の氏名・フリガナ・生年月日・個人番号（マイナンバー）等を必ず記入してください。
なお、別居されている場合は、申告書裏面に別居の住所を記入してください。
また、国外に居住する扶養親族の申告をする場合は、「親族関係書類」及び「送金関係書類」の提出又は提示が必要です。

扶養親族の氏名・フリガナ・生年月日・個人番号（マイナンバー）等を必ず記入してください。
なお、別居されている場合は、申告書裏面に別居の住所を記入してください。
また、国外に居住する扶養親族の申告をする場合は、「親族関係書類」及び「送金関係書類」の提出又は提示が必要です。

16歳未満の扶養親族	あなたと生計を一にする親族のうち、平成16年1月2日以後に生まれた方で、令和元年中の合計所得金額が38万円以下の場合。 (他の所得者の扶養親族とされている方、青色専従者、白色専従者を除く)	控除額なし ※平成24年度から16歳未満の方の扶養控除は廃止になりました。ただし、市民税・県民税の非課税の判定等に必要です。 また、障害者である場合、障害者控除の対象になります。障害者控除については下記参照
障害者控除	あなたの同一生計配偶者・その他扶養親族が障害者 ①普通障害者 身体障害者手帳3～6級、療育手帳B級、精神障害者保健福祉手帳2級以下など ②特別障害者 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A級、精神障害者保健福祉手帳1級など ③同居特別障害 上記②のうち、あなたやあなたと生計を一にする親族のいずれかと同居している	①260,000円 ②300,000円 ③530,000円 ※手帳の提示が必要です。(郵送時はコピーを添付) 同一生計配偶者…生計を一にする配偶者(他の所得者の扶養親族とされている方、青色専従者、白色専従者を除く)で合計所得金額が38万円以下

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

本人控除	寡婦・寡夫	死別・離婚・生死不明・未帰還	勤労学生	(学校名)	(年)
	障害者	身体・知的・精神・他() 級			

(特別)配偶者控除	カナ	ヤスタ	ゼイコ	生年月日	障害者控除	状況	☐ 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)	
	氏名	安田	税子	明・大(昭)・平・令 26.〇・×	身体・知的 精神・他 級	(同居)別居		
配偶者の合計所得金額		7906	円		個人番号	1111	1111	1111

(16歳未満の扶養親族も含む)	カナ	ヤスタ	ジロウ	生年月日	明・大(昭)・平・令	続柄	障害者控除
	氏名	安田	次郎	56.△.□	子	身体・知的 精神・他 級	(同居)別居
	個人番号		2222	2222	2222	状況	別居
	カナ	ヤスタ	サブロウ	生年月日	明・大(昭)・平・令	続柄	障害者控除
	氏名	安田	三郎	10.●.▲	子の子	身体・知的 精神・他 級	(同居)別居
	個人番号		3333	3333	3333	状況	別居
	カナ	ヤスタ	シロウ	生年月日	明・大(昭)・平・令	続柄	障害者控除
	氏名	安田	四郎	17.■.×	子の子	身体・知的 精神・他 級	(同居)別居
	個人番号		4444	4444	4444	状況	別居
	カナ			生年月日	明・大(昭)・平・令	続柄	障害者控除
氏名			.	.	身体・知的 精神・他 級	(同居)別居	
個人番号					状況	別居	
カナ			生年月日	明・大(昭)・平・令	続柄	障害者控除	
氏名			.	.	身体・知的 精神・他 級	(同居)別居	
個人番号					状況	別居	

記入のしかた

(例)
妻：税子（昭和26年生まれ）
子：次郎（昭和56年生まれ）
孫：三郎（平成10年生まれ）
四郎（平成17年生まれ）
左側「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」に記載した内容の計算結果を、右側「4 所得から差し引かれる金額」に記入してください。
(控除の計算)
配偶者控除 330,000円
※本人の合計所得金額が900万円以下の場合
扶養控除 780,000円
(一般扶養330,000円＋特定扶養450,000円)
年少扶養 0円
(記載箇所なし)

4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	10			
	小規模企業 共済等掛金控除	11			
	生命保険料控除	12			
	地震保険料控除	13			
	寡婦・寡夫控除	14			
	勤労学生 障害者控除	15			
	配偶者（特別）控除	16		330	000
	扶養控除	17		780	000
	基礎控除	18		330	000
	10から18までの計	19			
	雑損控除	20			
	医療費控除	21			
合計	22				

申告書の裏面について

◎営業等所得収支内訳書

科 目	決算額	円
売上(収入)金額 (雑収入を含む)	①	
期首たな卸高	②	
仕入金額(原価)	③	
期末たな卸高	④	
差引原価(②+③-④)	⑤	
差引金額(①-⑤)	⑥	

→ 令和元年中に収入の確定した金額(売掛金、現物収入、自家消費なども含みます。)
→ 令和元年期首の商品たな卸高
→ 令和元年中に仕入れた商品原価
→ 令和元年末の商品たな卸高

◎不動産所得収支内訳書

科 目	金 額	円
収入		
家賃収入		
地代収入		
権 利 金		
礼 金		
更 新 料		

→ アパート、貸家、貸店舗等の収入
→ 貸土地、月極駐車場等の収入
→ 不動産を貸与する場合に取得する権利金の収入

●各必要経費について

租 税 公 課	事業所税、自動車税、固定資産税(居住用は含みません。)、組合費など(ただし、所得税、市県民税、国民健康保険料などは含みません。)	修 繕 費	事業用の建物、自動車、バイク、機械などの修理代
荷 造 運 賃	販売商品の荷造りのための材料費・人夫費、運賃	消 耗 品 費	包装材料、文房具、ガソリン代等の金額
水道光熱費	事業用として使用した水道料金、電気料金、ガス料金	減価償却費	店舗、自動車、機械、器具などの償却費
旅費交通費	販売などの事業用のための交通費、宿泊費など	福利厚生費	従業員の慰安などのための費用、事業主が負担する保険料・退職金共済制度に基づく掛け金など
通 信 費	事業用として使用した電話料金、電報料金、切手代、はがき代など	給料・賃金	従業員に対する給料、賞与、賃金、手当など
広告宣伝費	新聞・雑誌への広告料、広告マッチ、タオル、カレンダーなど	利子割引料	事業のための借入金の利子、受取手形の割引料
接待交際費	事業用として使用した接待費、交際費	地代・家賃	事業用の土地・建物を借用した地代・家賃(居住用は含みません。)
損害保険料	火災保険料、損害保険料(居住用は含みません。)	貸 倒 金	事業に関し生じた売掛金、貸付金などの貸倒れによる損失

◎雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種 目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	所得金額
個人年金	〇〇保険	340,600 円	150,200 円	190,400 円

この所得と年金所得の合計額を申告書表面「2 所得金額」の「雑所得計⑦」に記入してください。

◎寄附金に関する事項欄について

あなたが令和元年中に、申告書の裏面記載のものに2千円を超える寄附をした場合、それぞれへの寄附金額を記載して、証明書等を添付してください。

9538	都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	10,000 円	9838	兵庫県 条例指定分	円
9638	兵庫県共同募金会・ 日本赤十字社兵庫県支部・ 都道府県、市区町村分 (特例控除対象外)	円	9938	姫路市 条例指定分	円

控除対象となる寄附金については、姫路市ホームページ (<https://www.city.himeji.lg.jp/>) から「寄附金税額控除」で検索のうえ、ご確認ください。

※ワンストップ特例制度を申請されている方は、申告書を提出すると無効になります。
申告書を提出する際、改めて寄附金の証明書等を添えて申告してください。

◎事業専従者欄について

事業専従者の条件は、あなたと生計を一にする配偶者、その他15歳以上の親族で、あなたの事業に令和元年中に従事していた者に限られます。事業所得金額から次の①・②のいずれか少ない方の金額を控除できます。

- ①配偶者は86万円、その他の親族は一人につき50万円
②(営業所得＋農業所得＋不動産所得＋山林所得)÷(専従者の数＋1)

事業専従者とした人を配偶者(特別)控除、扶養控除の対象とすることはできません。

お知らせ 平成26年1月から、個人で事業(農業)や不動産貸与等を行う全ての方は記帳と帳簿等の保存が必要になりました。
内容の詳細は国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)に掲載されていますのでご覧ください。

◎総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額	必要経費	差引金額	特別控除額	所得金額
総合譲渡	短期	円	円	円	円	円
	長期					① 円
一時		4,500,000	1,200,000	3,300,000	500,000	② 2,800,000 円
③＝(①＋②)×1/2＋④					合計	⑤ 1,400,000 円

この所得金額をそれぞれ申告書表面「2 所得金額」の「総合譲渡・一時所得⑧」に記入してください。

◎収入のなかった方の記入する欄について 下記の該当番号を○で囲み必要事項を記入してください。

記載例

- 下記の者の扶養または援助を受けていた。
氏名 姫路 一郎 続柄 父 住所 姫路市〇〇町×丁目△番地
- 遺族年金・障害年金・老齢福祉年金等を受給していた。
- 雇用保険を受給していた。
- 生活保護法による生活扶助を受けていた。
- 貯蓄により生活していた。
- その他(昨年中の状況を具体的に記入してください。) _____

●非課税の範囲

令和2年1月1日現在に下記に該当する方は、市民税・県民税は非課税になります。

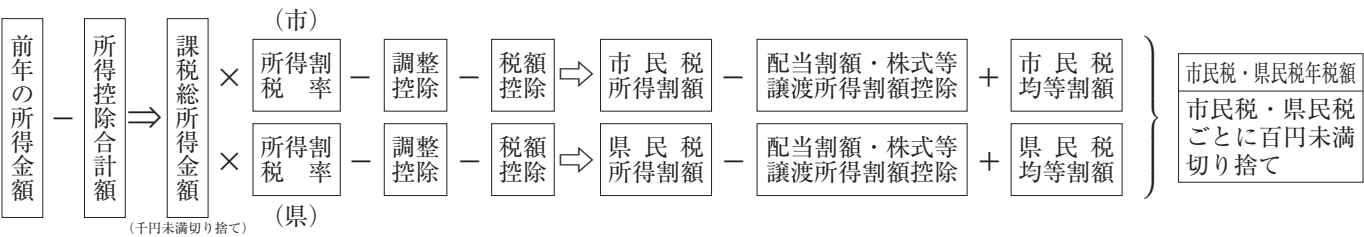
- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- 障害者(ご本人)、未成年者(平成12年1月3日以後に生まれた方で婚姻歴のない方)、寡婦又は寡夫で、令和元年中の合計所得金額が125万円以下である方
- 令和元年中の合計所得金額が次の金額以下である方

- ①同一生計配偶者、扶養親族のある方
35万円×(同一生計配偶者、扶養親族の合計人数＋1)＋21万円
- ②同一生計配偶者、扶養親族のない方
35万円

※なお、上記非課税基準は税制改正に伴い変更となる場合があります。

税額の計算方法・税率

市民税・県民税の税額は、均等割額と所得割額の合計額です。均等割額は定額で、所得割額は前年中の所得金額に応じて次の図式によって計算します。



《市民税・県民税の税率》

(1)均等割

※平成26年度から「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、市民税・県民税にそれぞれ500円が上乘せられています。

市民税 3,500円 県民税 2,300円

県民税均等割2,300円のうち、800円は緑の整備のための県民緑税となります。

※「県民緑税」についての問い合わせ先

兵庫県税務課 ☎078-341-7711（兵庫県庁代表）

(2)所得割

課税総所得金額 × 税率 = 所得割額

市民税率 6% 県民税率 4%

《税額控除》

○配当所得（利益、配当等）に対する税額控除率

課税総所得金額	市民税	県民税
1,000万円以下	1.6%	1.2%
1,000万円を超える場合その超える部分	0.8%	0.6%

(配当所得金額 × 税額控除率 = 配当控除額)

私募証券投資信託等の場合は率が異なります。

○住宅借入金等特別税額控除

(1)対象者

平成11年～平成18年まで、または平成21年以降に入居した方のうち、所得税において住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の適用を受け、かつ、所得税から控除しきれない額がある方

(2)控除される金額

①平成26年3月までの間に入居された方

控除額 = 次の(ア)、(イ)のいずれか少ない金額(最高97,500円)

(ア)所得税から引ききれなかった住宅借入金等特別控除可能額

(イ)(所得税の課税総所得金額・課税退職所得金額・課税山林所得金額) × 5%

②平成26年4月から令和元年12月までの間に入居された方

控除額 = 次の(ア)、(イ)のいずれか少ない金額(最高136,500円)

(ア)所得税から引ききれなかった住宅借入金等特別控除可能額

(イ)(所得税の課税総所得金額・課税退職所得金額・課税山林所得金額) × 7%

但し、消費税の税率が5%であれば①が適用されます。

※年末調整や確定申告をされると、申告は不要です。

○寄附金税額控除

控除額 = 下記①と②の合計額

①基本控除額 市民税分：(寄附金額 - 2千円) × 税率(6%)

県民税分：(寄附金額 - 2千円) × 税率(4%)

②特例控除額

(寄附金額 - 2千円) × 90% - (寄附者の所得税の限界税率：0～45%) × 1.021

市民税分：上記金額の3/5 県民税分：上記金額の2/5

※①は総所得金額等の合計額の30%が上限

※②は特例控除の対象となる地方公共団体等へ寄附した場合のみで、市県民税所得割額の20%が上限

※②の計算式には復興特別所得税の税率を含んでいます。

※②の計算式における所得税の限界税率を求める際に用いる課税総所得金額は、個人住民税の課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額のことで、それ以外の控除額の差額（生命保険料控除の差額など）は考慮されないため、所得税が課税される金額とは異なる場合があります。

《配当割額・株式等譲渡所得割額控除》

配当割額・株式等譲渡所得割額に対して、市民税は3/5を、県民税は2/5を乗じたものを、それぞれの所得割から控除します。

《調整控除》

平成19年度から、所得税から住民税への税源移譲が行われることに際し、所得税と住民税の人的控除の差に基づく税負担増を調整するため、住民税所得割額から一定の額を控除するものです。

(1)合計課税所得金額が200万円以下の場合

次の①、②のいずれか少ない金額の5%（市民税3%、県民税2%）を控除

①人的控除額の差の合計額

②合計課税所得金額

(2)合計課税所得金額が200万円超の場合

{人的控除額の差の合計額 - (合計課税所得金額 - 200万円)}の5%（市民税3%、県民税2%）を控除



※この金額が2,500円未満の場合は2,500円とします。

(注)「合計課税所得金額」とは、所得控除後の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額で、課税長期譲渡所得金額等の分離課税に係る課税所得金額は、含まれません。

		納税義務者の合計所得金額					
		900万円以下		900万円超950万円以下		950万円超1000万円以下	
		控除額(円)	所得税との差	控除額(円)	所得税との差	控除額(円)	所得税との差
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 38万円以下	330,000	50,000	220,000	40,000	110,000	20,000
	老人控除対象 配偶者	380,000	100,000	260,000	60,000	130,000	30,000
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38万円超85万円以下	330,000	50,000	220,000	40,000	110,000	20,000
	85万円超90万円以下	330,000	30,000	220,000	20,000	110,000	10,000
	90万円超95万円以下	310,000	0	210,000	0	110,000	0
	95万円超100万円以下	260,000	0	180,000	0	90,000	0
	100万円超105万円以下	210,000	0	140,000	0	70,000	0
	105万円超110万円以下	160,000	0	110,000	0	60,000	0
	110万円超115万円以下	110,000	0	80,000	0	40,000	0
	115万円超120万円以下	60,000	0	40,000	0	20,000	0
	120万円超123万円以下	30,000	0	20,000	0	10,000	0
	123万円超	0	0	0	0	0	0

※納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、上記の控除の適用を受けることができません。

※調整控除の計算にあたっては、上記控除差と金額が異なる場合があります。

控除の種類		控除額(円)	所得税との差(円)
基礎控除		330,000	50,000
扶養控除	年少扶養親族	0	0
	一般の扶養親族	330,000	50,000
	特定扶養親族	450,000	180,000
	老人扶養親族	380,000	100,000
	同居老親等扶養親族	450,000	130,000
障害者控除	普通障害者	260,000	10,000
	特別障害者	300,000	100,000
	同居特別障害者	530,000	220,000
寡婦(一般)・寡夫・勤労学生控除		260,000	10,000
寡婦(特別)控除		300,000	50,000

(あて先) 姫路市長
令和

年 月 日
提 出

住所	姫路市〇〇町×丁目△番地										電話	079-2××-xxxx			
フリガナ	ヒメジ タロウ										届出者の氏名		本人との続柄		
氏名	姫路 太郎										世帯主の氏名	姫路 太郎	世帯主との続柄	本人	
個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2			
生年月日	明・大・昭・平・令 20 年										〇 月	× 日	生	整理番号	

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

雑損控除	損害の原因	損害年月日		損害を受けた資産の種類	
	損害金額	保険金などで補填される金額		災害関連支出の金額	
	円	円	円	円	円
医療費控除	医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）を適用される場合は、「○」をご記入ください。				
	支払った金額		補填される金額		
社会保険料控除	国民健康保険料	国民年金保険料 (控除証明書を添付)		介護保険料	
	200,000 円	円		円	
	後期高齢者医療保険料	源泉徴収票の社会保険料		その他 ()	
生命保険料控除	新生命保険料の金額		旧生命保険料の金額		控除証明書を添付
	8706 円	6506 円		80,000 円	
	新個人年金の金額		旧個人年金の金額		
	8806 円	6606 円		円	
	介護医療保険の金額		円		
地震保険料控除	地震保険料の計		旧長期損害保険料の計		
	円	6806 円		円	
本人控除	寡婦・寡夫	死別・離婚・生死不明・未帰還		勤労学生 (学校名) (年)	
	障害者	身体・知的・精神・他 () 級			
(特別) 配偶者控除	カ ナ ヒメジ ハナコ	生年月日	障害者控除		状況
	氏名 姫路 花子	明・大・昭・平・令 26・〇・×	身体・知的精神・他 級 同居		別居
	配偶者の合計所得金額	7906 円	個人番号	9876 5432 1098	
(16歳未満の扶養親族も含む)	カ ナ ヒメジ ユキコ	生年月日	明・大・昭・平・令 10・〇・×	続柄	障害者控除
	氏名 姫路 由紀子	個人番号	3456 7890 1234	状況	同居 別居
	カ ナ	生年月日	明・大・昭・平・令	続柄	障害者控除
	氏名	個人番号		状況	同居 別居
	カ ナ	生年月日	明・大・昭・平・令	続柄	障害者控除
	氏名	個人番号		状況	同居 別居
	カ ナ	生年月日	明・大・昭・平・令	続柄	障害者控除
	氏名	個人番号		状況	同居 別居
	カ ナ	生年月日	明・大・昭・平・令	続柄	障害者控除
	氏名	個人番号		状況	同居 別居

1 収入金額等	事業等	ア	円
	業	イ	
	不動産	ウ	
	利子	エ	
	配当	オ	
	給与	カ	
	公的年金等	キ	3,000,000
	雑所得	ク	
	短期譲渡	ケ	
	長期譲渡	コ	
2 所得金額	事業等	0103 ①	
	業	0203 ②	
	不動産	0603 ③	
	利子	0703 ④	
	配当	0803 ⑤	
	給与	⑥	
	雑所得計	⑦	
	総合譲渡・一時所得(注)	⑧	
	合計	⑨	1,800,000
	4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑩
小規模企業共済等掛金控除		⑪	
生命保険料控除		⑫	35,000
地震保険料控除		⑬	
寡婦・寡夫控除		⑭	
勤労学生障害者控除		⑮	260,000
配偶者(特別)控除		⑯	330,000
扶養控除		⑰	380,000
基礎控除		⑱	330,000
⑩から⑱までの計		⑲	
雑損控除	⑳		
医療費控除	㉑	160,000	
合計	㉒	1,765,000	

(注) (長期譲渡所得+一時所得)×1/2+短期譲渡所得

5 給与・公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法 (65歳未満の方は給与所得以外)

☐給与から差引き (特別徴収) ☐自分で納付 (普通徴収)

この手引きは、一般的な内容の表示がしてあります。詳しくは市役所市民税課におたずねください。
なお、税制改正により諸控除等が改正される場合があります。ご了承ください。

(あて先) 姫路市長
令和

年 月 日
提 出

住所											電話	- -		
フリガナ											届出者の氏名		本人との続柄	
氏名											印			
個人番号											世帯主の氏名		世帯主との続柄	
生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日生										整理番号			

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

雑損控除	損害の原因	損害年月日		損害を受けた資産の種類		
	損害金額	保険金などで補填される金額		災害関連支出の金額		
	円	円	円	円	円	
医療費控除	医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）を適用される場合は、「○」をご記入ください。					
	支払った金額		補填される金額			
社会保険料控除	国民健康保険料	円	国民年金保険料 (控除証明書を添付)	円	介護保険料	円
	後期高齢者医療保険料	円	源泉徴収票の社会保険料	円	その他（ ）	円
						円
						円
生命保険料控除	新生命保険料の金額		旧生命保険料の金額			控除証明書を添付
	8706	円	6506	円	円	
	新個人年金の金額		旧個人年金の金額			
	8806	円	6606	円	円	
	介護医療保険の金額					
地震保険料控除	地震保険料の計		旧長期損害保険料の計			
	円	6806	円	円	円	
本人控除	寡婦・寡夫	死別・離婚・生死不明・未帰還	勤労学生 (学校名)	(年)		
	障害者	身体・知的・精神・他 () 級				
(特別) 配偶者控除	氏名	生年月日	障害者控除	状況	□同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)	
	氏名	明・大・昭・平・令	身体・知的精神・他	同居	別居	
	配偶者の合計所得金額	7906	円	個人番号		
(16歳未満の扶養親族も含む)	氏名	生年月日	続柄	障害者控除	状況	同居/別居
	氏名	明・大・昭・平・令	身体・知的精神・他	同居	別居	
	氏名	明・大・昭・平・令	身体・知的精神・他	同居	別居	
	氏名	明・大・昭・平・令	身体・知的精神・他	同居	別居	
	氏名	明・大・昭・平・令	身体・知的精神・他	同居	別居	
	氏名	明・大・昭・平・令	身体・知的精神・他	同居	別居	
	氏名	明・大・昭・平・令	身体・知的精神・他	同居	別居	
	氏名	明・大・昭・平・令	身体・知的精神・他	同居	別居	
	氏名	明・大・昭・平・令	身体・知的精神・他	同居	別居	
	氏名	明・大・昭・平・令	身体・知的精神・他	同居	別居	

このページは申告書の控としてご利用ください。

1 収入金額等	事業等	ア	円
	農業	イ	
	不動産	ウ	
	利子	エ	
	配当	オ	
	給与	カ	
	公的年金等	キ	
	雑所得	ク	
	短期	ケ	
	長期	コ	
2 所得金額	事業等	0103	①
	農業	0203	②
	不動産	0603	③
	利子	0703	④
	配当	0803	⑤
	給与		⑥
	雑所得計		⑦
	総合譲渡・一時所得(注)		⑧
	合計		⑨
	4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑩
小規模企業共済等掛金控除		⑪	
生命保険料控除		⑫	
地震保険料控除		⑬	
寡婦・寡夫控除		⑭	
勤労学生障害者控除		⑮	
配偶者(特別)控除		⑯	
扶養控除		⑰	
基礎控除		⑱	330000
⑩から⑱までの計		⑲	
雑損控除	⑳		
医療費控除	㉑		
合計	㉒		

(注) (長期譲渡所得+一時所得)×1/2+短期譲渡所得

5 給与・公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法 (65歳未満の方は給与所得以外)

☐給与から差引き(特別徴収) ☐自分で納付(普通徴収)

控配							扶養人数			扶養障害			本人障害	寡フ・勤労			
控	老	同	配	老	同	特	老	一	年	特	普	寡		寡	寡	勤	
1	2	6	3	4	7		同	計	少	同	計	婦	特	夫	労		
配偶者特別控除							専従者			その他雑所得							
							1										
外貨建投資(うち配当所得内訳)							控除区分			内配当所得金額							

未成年	受付	点検	入力	申告不要
-----	----	----	----	------

所得金額の合計		申告書の⑨	④	1,800,000	④	
所得から差し引かれる金額の合計		申告書の㉔	⑤	1,765,000	⑤	
課税される総所得金額		④－⑤	⑥	1,000円未満切り捨て 35,000	⑥	1,000円未満切り捨て ,000
総所得金額に対する所得割の税額	市	⑥×0.06	⑦	2,100	⑦	
	県	⑥×0.04	⑧	1,400	⑧	
人的控除の差	配偶者控除	8ページ参照		⑦	50,000	⑦
				⑧		
	配偶者特別控除			⑨		
				⑩		
	一般扶養親族		人×5万円	⑪		
	特定扶養親族		人×18万円	⑫		
	別居の老人扶養		人×10万円	⑬	100,000	
	同居老親等		人×13万円	⑭		
	普通障害		人×1万円	⑮	10,000	
	特別障害		人×10万円	⑯		
	同居の特別障害		人×22万円	⑰		
	寡婦・寡夫	1万円		⑱		
	特別寡婦	5万円		⑲		
	勤労学生	1万円		⑳		
	基礎控除	一律5万円		㉑	50,000	50,000
人的控除の差の合計額		⑦～㉑の合計		㉒	210,000	
㉒≤200万円の方		㉒×0.05		㉓	10,500	
		㉒×0.05		㉔	1,750	
		㉓と㉔の少ない方		㉕	1,750	
㉒>200万円の方		㉒－200万円		㉖		
		㉒－㉖		㉗		
		㉕×0.05(2,500円未満の時は2,500円)		㉘		
調整控除額	市	㉕または㉘×0.6		㉙	1,050	
	県	㉕または㉘×0.4		㉚	700	
税額控除額	市	P7の税額控除を参照		㉛		
	県	P7の税額控除を参照		㉜		
配当割譲渡割額控除前の所得割額	市	⑦－㉙－㉛		㉝	赤字のときは0 1,000	赤字のときは0
	県	⑧－㉚－㉜		㉞	赤字のときは0 700	赤字のときは0
配当割譲渡割額控除額	市	申告書裏面8×3/5(1円未満の端数切り捨て)		㉟		
	県	申告書裏面8×2/5(1円未満の端数切り捨て)		㊱		
所得割額	市	㉝－㉟ ※		㊲	100円未満の端数切り捨て 1,000	100円未満の端数切り捨て 00
	県	㉞－㊱ ※		㊳	100円未満の端数切り捨て 700	100円未満の端数切り捨て 00
均等割額	市	一律3,500円		㊴	3,500	3,500
	県	一律2,300円		㊵	2,300	2,300
市民税		㊲＋㊴		㊶	4,500	00
県民税		㊳＋㊵		㊷	3,000	00
年税額		㊶＋㊷		㊸	7,500	00

⑨ 省略した税額控除、端数処理などの関係で計算された税額に差異が生じる場合があります。あらかじめご了承ください。

※マイナスの場合は端数処理をしません。㊸がマイナスの場合、未納があれば未納額に充当し、未納がなければ還付されます。